平成２４年（フ）第９７号
滋賀県愛知郡愛荘町東円堂721番地、前住所滋賀県彦根市高宮町1678番地１　103号
債務者　西川　夕貴（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５７２号
京都府向日市上植野町池ノ尻７番地の１　府営住宅上植野団地６棟105号
債務者　髙坂　絵里
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６４８号
京都市右京区太秦組石町28―４　コーポ石田202号、住民票上の住所京都市右京区太秦安井奥畑町23番地
債務者　奥出　重昭
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７２１号
京都市東山区松原通大和大路東入弓矢町13番地　白扇マンション202
債務者　小関　健一（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７５９号
京都市西京区大原野石作町83番地
債務者　城戸　克枝
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８１０号
京都市上京区中立売通日暮東入新白水丸町462番地82　ロフティ京都西陣216号
債務者　川筋　一司
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８３９号
京都市右京区山ノ内大町７番地１　シャトル新御池505
債務者　由田　　彩
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８６２号
京都市左京区上高野隣好町３番地２　メゾン井口102
債務者　小林　末隆
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
兵庫県姫路市生野町９番地
債務者　飯塚　大輔
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３２６号
兵庫県高砂市時光寺町34番３―203号、従前の住所兵庫県姫路市御立東１丁目３番１号
債務者　古家　正子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５７号
広島市南区宇品東２丁目10番７―701号
債務者　杉之原智幸
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８５号
広島市安佐南区沼田町大字伴8210番地　A101
債務者　福本　真紀（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５２号
広島県廿日市市塩屋２丁目９番28号　101
債務者　岡本さおり（旧姓椎名・堀田・山本）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４０号
広島市佐伯区海老園４丁目８番２―301号
債務者　津田　精壽
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４９号
広島市南区宇品東２丁目７―22―504、住民票上の住所広島県江田島市能美町鹿川4782番地８
債務者　三笠　昭弘
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９２号
香川県高松市屋島西町2498番地５　グリーンハイツ屋島Ｂ―101号室
債務者　田中　　強
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１８０号
愛媛県伊予市三島町７番地の２
債務者　山下　　航
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
松山地方裁判所民事部